○非常勤職員の報酬、

規

則

する規則………………………………………(総務局人事部制度企画課)…

費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正

1

○学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………|

日刊

(日曜日、



行 発 東京都

目 次

54

#### 東 ○東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則………………………………(同)… ○特地勤務手当等支給規程の一部改正………………(総務局人事部制度企画課)… ○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則………………(同)… ○東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則…………(主税局税制部税制課)… 訓 令

#### 規 則 (教

○学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則:

○定時制通信教育手当支給に関する規則の ○学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則…………………… ○管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則…………… ○産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則……… 一部を改正する規則・ .....10 七 七

一部改正	○職員の給与に関する規程の一部改正	訓令(議)
される職員の旅費規程の		

○地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程の

○教育関係職員の旅費支給規程の一部改正………

 $\equiv$ 四 ፲፱

○職員の勤務時間等に関する規程の一部改正……………

○職員の勤務時間、

休日、

休暇等に関する規程の一部改正………………………………

改正……………………………………………………………………………………………○東京都公立学校における再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程の

訓

 $\equiv$ 

#### 規 則

Ħ.

○職員の勤務時間、

休憩時間等に関する規程の一部改正………………………………

則を公布する。 非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規

令和四年六月二十二日

東京都知事

小

池

百 合子

●東京都規則第百四十九号

非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の

改正する規則

非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則 (平成二十七年東京

都規則第八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号中「又は病院経営本部」を削り、

「治療、

看護」

を「検体採取、

移

を次のように改正する。

送

に改める

1

この規則は、 則

令和四年七月一日から施行する。

この規則の施行の日前に、この規則による改正前の非常勤職員の報酬、

2

び期末手当に関する条例施行規則附則第二項第一号に規定する業務に従事したことに

より支給することとなった給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬

同日以後に支給するものについては、 なお従前の例による

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小 池

●東京都規則第百五十号

百 合 子

職員の退職手当に関する条例施行規則 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (昭和三十一年東京都規則第百十六号)

の 一

部

を削り、同号を同項第三号とし、 第五条第一項第三号を削り、 同項第四号中「(前号に掲げる者にあつては六十歳)」 同項第五号を同項第四号とする

第六条に次の一項を加える。

2 (昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命

る前項の規定の適用については、同項中「同項第二号に規定する在職期間 (公営企業

(以下この項において「特定任命」という。)により職員となつた後退職した者に係

職員としての在職期間に限る。)」とあるのは、 (昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の二第一項に規定する特定地 「同項第二号に規定する在職期間

**方警務官としての在職期間(特定任命により職員となつた日の前日に限る。)」と読** 

み替えるものとする。

第十四条

(昭和二十九年法律第百六十二号)」を削る

付則第三条第一項第二号中「

付則に次の四条を加える。

第五条第一項に規定するその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した

者に係る同項の適用については、  $\equiv$ 当分の間、 同項中

在職期間が二十年以上の職員であつて、会計年度の末日の年齢が五十五歳以上

在職期間が二十五年以上の職員であつて、会計年度の末日の年齢が五十歳以上

五十八歳未満で退職したもの

五十五歳未満で退職したもの」

費用弁償及

四

とあるのは

「三 在職期間が二十年以上の職員であつて、会計年度の末日の年齢が五十五歳以上 (第五号に掲げる者にあつては六十歳)

五十八歳 在職期間が二十五年以上の職員であつて、会計年度の末日の年齢が五十歳以上 未満で退職したもの

五十五歳未満で退職したもの

四

五.

五号)による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和五十九年東京都条例第四

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年東京都条例第七十

号)第三条第一号から第三号までに規定する職員であつて、 会計年度の末日の年

とする。

齢が六十歳以上で退職したもの」

第十五条 当分の間、 る場合は、 次に掲げる場合をいう。 条例付則第三十三条第一項ただし書に規定する東京都規則で定め

条例付則第三十三条第二項に規定する特別特定減額前給料月額

。 以 下

「特別特定

減額前給料月額」という。)が存しない場合

特別特定減額前給料月額又は条例付則第三十三条第二項に規定する七割措置前給

料月額(以下「七割措置前給料月額」という。)が退職の日におけるその者の給料

特別特定減額前給料月額と七割措置前給料月額とが同額である場合

月額以下である場合

第十六条 当分の間、 に掲げる者の区分に応じ、 条例付則第三十七条各号に規定する東京都規則で定める額は、 次の各号の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる額

次

職員の給料の調整額に関する規則の適用を受けた者

とする。

七条第二号条例付則第三

	た額) 常二項の規定の適用を受ける場合は、当該規定により計算して得第二項の規定の適用を受ける場合は、当該規定により計算して得ける区分に対応する退職の日における調整額に関する規則第二条第二項の区分に相当する退職の日にお調整額に関する規則第二条第二項の区分に相当する退職の日にお特定日以後の期間において調整額を受けていた時の職員の給料の特定日以後の期間において調整額を受けていた時の職員の給料の	七条第二号
kh:	定した場合の調整額の金額日における区分に対応する特定日の前日に職員が受けていると仮給料の調整額に関する規則第二条第二項の区分に相当する退職の特定日の前日までの期間において調整額を受けていた時の職員の	七条第一号

# 二 学校職員の給料の調整額に関する規則の適用を受けた者

条例付則第三十 特定日の前日までの期間において調整額を受けていた時の職務の との調整額に関する規則第三条に定める額 を目の前日に職員が受けていると仮定した場合の学校職員の給料 の調整額に関する規則第三条に定める額 を目の前日に職員が受けていると仮定した場合の学校職員の給料 における学校職員の給料の調整額を受けていた時の職務の級の区分に対応する基職の日 における学校職員の給料の調整額を受けていた時の職務の級の区分に対応する場間において調整額を受けていた時の職務の り計算して得た額)

# 三 警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の適用を受けた者

条例付則第三十 特定日の前日に職員が受けていると仮定した場合の金七条第一号 職員の給料の調整額の函の区分に相当する退職の日における区分にけていた時の職務の級の区分に相当する退職の日における職員の範囲に対応する特定日の前日に職員が受けていると仮定した場合の調整額の金額(職対応する特定日の前日までの期間において調整額を受けていた時の警視庁

#### して得た額)

その者の給料月額を超える場合を除く。)を用いて計算して得たその者の教職調整制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額(その額が特定日の前日における日の前日におけるその者の教職調整額(特定日以後に給料月額の改定をする条例等が第十七条 条例付則第三十八条第一項第一号に規定する東京都規則で定める額は、特定

附則

額)とする。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する

令和四年六月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

#### ●東京都規則第百五十一号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則(昭和二十五年東京都規則第百二十六号)の一部を次のよう

に改正する。

第十二条の四第二項中「第十条第二号」を「第十一条第一項」に改める。

|項」に改める。 第四十条の八の四第二項中「第七十三条の二十五第三項」を「第七十三条の二十五第

し、1の次に次のように加える。に改め、「福田」の次に「、請決お照うた事情の罪촲」を加え、同様式備考中2を3とに改め、「福田」の次に「、請決お照うた事情の罪촲」を加え、同様式備考中2を3とり記第二十二号の四様式中「黜党蕭崙」を「課党蕭崙縣」に、「党艦」を「党盤等」

2 令和4年12月31日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和4年以後の年 分の個人の事業(同日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業 所税(事業所税以外の都税については、同日後にその納税義務又は特別徴収義務が 成立する当該都税)に係る更正請求書として用いる場合には、「更正の請求前」の 欄中「課税標準等」は記載せず、「税額等」には、納付し、又は納入すべき税額を 第4項」に改める。

記載するこ

- 別

別記第二十二号の五様式中「課党癲渉鑑」を「課党兣造擧」に、「党鑑」を「党鑑別記第二十二号の五様式中「課党癲渉鑑」を「課党標準擧」に、「党鑑」を「党鑑

更正の請求理由	
及びその他参考事項	缃
この自会を確定	<u> </u>
	盤
	Н
	围
	H
<u></u>	].]

2

規定 令和四年十二月三十一日

の例による

差 引 額 円 円 円 更正の請求の理由、 請求に至った事情 の詳細その他参考 となる事項

改め、同様式備考に次のように加える

3 令和5年1月1日以後に特別徴収義務が成立する都民税の利子割、配当割又は株式等譲渡所得割に係る更正請求書として用いる場合には、「更正の請求前」及び「差引額」の欄中「課税標準等」は記載せず、「税額等」には、納入すべき税額を記載すること。

田するいと」を削る。 田するいと」を削る。 田するいと」を削る。 「は、第41号藻式(乙)の甲串書を海出する際、年せて海田するいには式(田)備考1、第四十一号の二様式(乙)備考1及び第四十二分の二様式

明記第四十四号の二様式記載要領2中「、※図第45※第1項又は第2項の規定により

| 別記第五十二号様式(甲)及び同様式(乙)中「鶏73%の18鶏3点」を「鶏73%の18

附則

- 第十二条の四第二項の改正規定 令和四年十月一日
- 別記第二十二号の四様式及び第二十二号の五様式の改正規定並びに附則第四項の
- て適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前分は、この規則の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税についこの規則による改正後の東京都都税条例施行規則の規定中不動産取得税に関する部
- ものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。四号の二様式、第五十二号様式(甲)及び同様式(乙)による用紙で、現に残存する一号の二様式(甲)、第四十一号の二様式(乙)、第四十一号の二様式、第四十二 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都都税条例施行規則別記第四十
- 現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。都都税条例施行規則別記第二十二号の四様式及び第二十二号の五様式による用紙で、附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東京

4

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二**日** 

東京都知事 小 池 百合子

#### ●東京都規則第百五十二号

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

に改正する。東京都宿泊税条例施行規則(平成十四年東京都規則第百八十五号)の一部を次のよう

備考1 この様式は、宿泊税に係る法第20条の9の3第3項に規定する更正請求書と

して用いること。

2 て用いる場合には、 令和5年1月1日以後に特別徴収義務が成立する宿泊税に係る更正請求書と 「更正の請求前」の欄中「宿泊数」は記載を要しない。

2

1 この規則は、 令和四年十二月三十一日から施行する。

2 号の二様式による用紙で、 とができる。 この規則の施行の際、 この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則別記第十 現に残存するものは、 所要の修正を加え、なお使用するこ

#### 訓

●東京都訓令第五十八号

#### 令

中

般

3

事 支 庁

業 所 庁

する。 特地勤務手当等支給規程 (昭和六十二年東京都訓令第九号) の一部を次のように改正

令和四年六月二十二日

小 池 百 合 子

年前再任用短時間勤務職員」に改める 条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に、 第三条第二項第四号中「第二十八条の四第一項、 第二十八条の五第一項又は第二十八 「再任用職員」を「定

することとなつた日)」を「(定年前再任用短時間勤務職員であり、かつ、異動等の日 に勤務することとなつた日)」に改め、 が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特地公署 第六条第一項中「(再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務 同条第二項各号中「(再任用職員にあつては、

5

であるものの準ずる手当の月額は、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、これら

条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第六条第二項各号に掲げる職員

の規定に準じて人事委員会の承認を得て知事が別に定めるところにより算出した額と

附則を附則第一項とし、 同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の四

直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日)」を削る。

項を加える

(条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の特地手当の基礎額

5

の職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応す げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とす において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、 に受けていた」とする。 る額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、 る。)及び」とあるのは、 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、 同項中「受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲 「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額(そ その額を限度とする。)及び同日 第三条第一 一項各号に定める日 当

であるものの同条第一項に規定する特地手当の基礎額は、 ろにより算出した額とする。 にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て知事が別に定めるとこ 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、 第三条第三項各号に掲げる職員 同条第三項及び前項の規定

条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の準ずる手当の月額

4 得た額を超えるときは、その額を限度とする。)及び同日に受けていた」とする。 別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて 務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び」とあるのは、 給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職 ものに対する第六条第一項の規定の適用については、当分の間、 定する異動又は採用に伴つて住居を移転した日において当該職員以外の職員であつた 「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額(その職員が適用を受けていた 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十三条の三第1 同項中「受けていた 一項に規

附

則

1 この訓令は、 令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律 (令和三年法律第六十三号。 以 下 「改正法」 ح

して、同号及び第六条第一項の規定を適用する。規程」という。)第三条第二項第四号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなより採用された職員は、この訓令による改正後の特地勤務手当等支給規程(以下「新いう。)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定に

#### 規則

教

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

京都教育委員会

東

# ●東京都教育委員会規則第三十四号

学校職員の給与に関する条例施行規則(昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

号

の一部を次のように改正する。

項」を「第八条第九項及び第八条の二」に改める。時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第八条の二第一項及び第二に改め、同条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短第一条一条の五の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」

める。第十二条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(†) 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第

給与に関する条例施行規則第一条の五に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみな場合を含む。)の規定により採用された職員は、この規則による改正後の学校職員の又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

す。

東京都教育委員

会

# ●東京都教育委員会規則第三十五号

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

号)の一部を次のように改正する。

学校職員の給料の調整額に関する規則

(昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十

第三条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

付則に次の一項を加える。

5 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第三条の規定の適用については、その端数を切り捨てた額とする。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則第三条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。場合を含む。)の規定により採用された職員は、この規則による改正後の学校職員の又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

項

TI 54)

` ]

令和四年六月二十二日

東京

都

教育

委

員

会

●東京都教育委員会規則第三十六号

教職調整額に関する規則(昭和四十七年東京都教育委員会規則第十四号)の一部を次

のように改正する。

め、同条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。(第四条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改

附則に次の二項を加える。め、同条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改め

合みを利力制等して真、等し国真人は等して真り見ませた。合われて合なれた機長の給料月額は、同項の規定により算出された額とする。例」という。)付則第九項の規定の適用を受ける職員の教職調整額の計算の基礎となる。4 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条

規定による給料の額との合計額とする。の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらのの教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料を支給される職員

附即

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

に関する規則第四条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。 場合を含む。)の規定により採用された職員は、この規則による改正後の教職調整額又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項

令和四年六月二十二日管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

東京都教育委員会

## ●東京都教育委員会規則第三十七号

管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則

7 管理職手当支給に関する規則(昭和三十三年東京都教育委員会規則第二十一号)

部を次のように改正する。

率をそれぞれ」を削り、「額とし、」を「額(」に改める。率をそれぞれ」を削り、「額とし、」を「額(」に改める職員にあつてはその額」及び「、育児短時間勤務職員等」という。」及び年前再任用短時間勤務職員」に改め、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」及び年前再任用短時間勤務職員」に改め、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」及び年前再任のる職員にあつてはその額」及び「、育児短時間勤務職員等」という。」及び年前再任用を時間勤務職員」に改め、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」及び年前再任用、「再任用職員」を「定案の六第一項著しくは第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項表の五第一項又は第二十八条の六第二項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項表

付則に次の一項を加える。

2

て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨用については、当分の間、同号中「別表第二の額」とあるのは、「別表第二の額に百用については、当分の間、同号中「別表第二の額」とあるのは、「別表第二の額に百米例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号の規定の適

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

「別表第三」とする。

の規則第二条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、改正後3 改正法附則第六条第一項又は第二項(これらの規定を改正法附則第九条第三項の規

学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

0)

東京都教育委員会

2

# ●東京都教育委員会規則第三十八号

号) の一部を次のように改正する。 学校職員の初任給調整手当に関する規則(昭和三十八年東京都教育委員会規則第三 学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

付則第二項を次のように改める。

当分の間、同条中「別表第一」とあるのは「付則別表第一」と、「別表第二」とある 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、

付則第三項を削る。

のは「付則別表第二」とする。

付則第二項の次に付則別表として次の二表を加える。

(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)		期間の区分
(19)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(18)の期間の満了する日の翌日 (18)の期間の満了する日の翌日	(17)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(16)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(15)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(14)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(13)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(12)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(11)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(10)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(9)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(8)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(7)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(6)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(5)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(4)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(3)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(2)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(1)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	採用の日又は第4条第1号から 第3号までの職員となつた日か らその者の大学卒業の日の属す る年の翌年の3月31日までの期 間	職務の区分
214, 800	214, 800	214, 800	214, 800	214, 800	214, 800	214, 800	214, 800	214, 800	214, 800	214, 800	214, 800	214, 800	214, 800	214, 800	214, 800	214, 800	214, 800	214, 800	円 214, 800	第3条第1 号の職員及 び第4条第 1号の職員
188,000	188, 000	188, 000	188,000	188, 000	188, 000	188, 000	188,000	188, 000	188, 000	188, 000	188, 000	188, 000	188, 000	188, 000	188, 000	188, 000	188,000	188, 000	188, 000	第3条第2 号の職員及 び第4条第 2号の職員
122, 600	122, 600	122, 600	122, 600	122, 600	122, 600	122, 600	122, 600	122, 600	122, 600	122, 600	122, 600	122, 600	122, 600	122, 600	122, 600	122, 600	122, 600	122, 600	円 122, 600	第3条第3 号の職員及 び第4条第 3号の職員

東 京 都

公

報

36,	82,600	101, 500	(39)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(40)
	87, 200	106, 600	(38)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(39)
	91, 800	111, 700	(37)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(38)
	96, 600	116, 800	(36)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(37)
	101, 400	121, 900	(35)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(36)
	106, 200	127, 100	(34)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(35)
	111, 200	132, 300	(33)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(34)
	116, 000	137, 600	(32)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(33)
	120, 800	142, 700	(31)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(32)
67,	125, 800	147, 800	(30)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(31)
	130, 800	153, 000	(29)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(30)
	136, 600	159, 200	(28)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(29)
	142, 500	165, 400	(27)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(28)
86,	148, 100	171,600	(26)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(27)
91,	153, 800	177, 800	(25)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(26)
96,	159, 500	184,000	(24)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(25)
101,	165, 100	190, 300	(23)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(24)
106,	170, 800	196, 500	(22)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(23)
1	176, 500	202,700	(21)の期間の満了する日の翌日 から翌年の3月31日までの期間	(22)
117,	182, 100	208, 800	(20)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(21)

600	(4)の期間の満了する日の翌日から翌年の3	(5)
1, 700	(3)の期間の満丁する日の翌日から翌年の3 月31日までの期間	(4)
2, 700	<ul><li>(2)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間</li></ul>	(3)
3, 800	<ul><li>(1)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間</li></ul>	(2)
马 4,100	採用の日又は第4条第4号の職員となった日からその者の学校等卒業の日又は修業年限の がらその者の学校等卒業の日又は修業年限の 経過した日の属する年の翌年の3月31日まで の期間	(1)
第3条第4号の職員及 び第4条第4号の職員	概然の図分	期間の区分
	付則別表第2(付則第2項関係)	則別表第 2

改める。

別表第一中

期間の区分

を

職務の区分

職務の区分

期間の区分

に

別表第二中「かった」を「かつた」に改める。

附 則

この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

令和四年六月二十二日

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

東 京 都 教 育 委 員 会

## ●東京都教育委員会規則第三十九号

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の地域手当に関する規則 (昭和四十三年東京都教育委員会規則第十七号) の

部を次のように改正する。

項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に改め、 第二条の三中「第二十八条の四第一項、 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) 」を加え、「なった」を「なつ 第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第 「採用された者」の下に

とみなす。

第二条の四第一項中「職員が」を「職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下

た」に、「あっては」を「あつては」に改める。

この条において同じ。)が」に改める。

則

1 この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の学校職員の地域手当に関する規則第二条の三に規定する定年 若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第 三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項

前再任用短時間勤務職員とみなす。

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東 京 都 教 育 委 員 会

## ●東京都教育委員会規則第四十号

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則 (平成二年東京都教育委員会規則第六号) の 一

部を次のように改正する

第五条第一号ロ中「第二十八条の四第一項、

第二十八条の五第一項又は第二十八条の

六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律 (令和三年法律第六十三号) 附則第四条第一項

若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第

による改正後の学校職員の単身赴任手当に関する規則第五条第一号ロに規定する採用 二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による採用は、この規則

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する

令和四年六月二十二日

東 京 都 教 育 委 員 会

# ●東京都教育委員会規則第四十一号

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当支給に関する規則 (昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十八号)

の

部を次のように改正する。

付則に次の二項を加える。

3

条例付則第九項の規定の適用を受ける職員の産業教育手当の計算の基礎となる給料

4 業教育手当の計算の基礎となる給料月額は、 条例付則第十二項、 同項の規定により算出された額とする 第十四項又は第十五項の規定による給料を支給される職員の産

この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

則

定による給料の額との合計額とする。

前項の規定による給料月額とこれらの規

2

は、

十六号)の一部を次のように改正する。

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則

(平成三年東京都教育委員会規則第五

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える

条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号及び第三条

項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあるの

「に定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じ

五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

東 京 都 教 育 委 員 会

### ●東京都教育委員会規則第四十二号

令和四年六月二十二日

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

号 の一部を次のように改正する。

定時制通信教育手当支給に関する規則

(昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十六

付則に次の二項を加える。

3 る給料月額は、 条例付則第十二項、 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員の定時制通信教育手当の計算の基礎とな 同項の規定により算出された額とする。

東

4 らの規定による給料の額との合計額とする。 時制通信教育手当の計算の基礎となる給料月額は、 第十四項又は第十五項の規定による給料を支給される職員の定 前項の規定による給料月額とこれ

則

この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

# ●東京都教育委員会規則第四十三号

東

京

都

教

育 委

員

会

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

11

この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

り上げた額)」とする。 たときはこれを切り捨て、

則

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 **令和四年六月二十二日** 

東

京 都 教

育

委

員 会

# ●東京都教育委員会規則第四十四号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則 (昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号)の

部を次のように改正する。

職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 十八条の六第一項若しくは第二 **「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「再任用** 第三条の四第一項第一号中 二項」を「第二十二条の四第一項」に、 「第二十八条の四第一項、 第二十八条の五第一項又は第二 「再任用職員」を

則

1 この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

2 若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第 この規則による改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一 三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、 地方公務員法の一部を改正する法律 (令和三年法律第六十三号) 附則第四条第一 項第一号に

規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす

3

改正法附則第六条第一項又は第二項

(これらの規定を改正法附則第九条第一

三項の規 改正後

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東 京 都 教 育 委 員 会

### ●東京都教育委員会規則第四十五号

中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第 員 0) 一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」を 第四条中 義務教育等教員特別手当に関する規則 部を次のように改正する。 の下に「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」を加え、 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改め、 (昭和五十一年東京都教育委員会規則第八号) 同条第一号 「占める職

附則に次の一項を加える。

「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

3 当分の間、 額」とする。 十を乗じて得た額とし、 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第四条の規定の適用については、 同条各号中 「別表に掲げる額」とあるのは、 その額に十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた 「別表に掲げる額に百分の七

別表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める

附 則

この規則は、 令和五年四月一日から施行する

2 1 掲げる額を同条各号の別表に掲げる額として算出する の規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則 定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員に対するこ いう。)附則第四条第一項又は第二項(これらの規定を改正法附則第九条第三項の規 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」と 第四条の規定の適用については、 別表定年前再任用短時間勤務職員の項に (以下「改正後の規則\_

訓

令

教

の規則第四条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、

### ●東京都教育委員会訓令第七号

公 公 公 公 公 都 立 立 立 立 立 立 特 中 義 高 等 務 别 中 小 教 教 支 等 育 援 育 学 学 学 学 学 学 校 校 校 校 校 校

東京都教育委員会訓令第十一号) 東京都公立学校における再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程 の一部を次のように改正する。 (平成十四

公

立

共

同

調

理

場

令和四年六月二十二日

東 京 都 教 育 委 員 会

に改める。

題名中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」 一条中「第二十八条の五第一項」を 「第二十二条の四第 一項」に、 「再任用短時間

勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める

第二条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

則

1 この訓令は、 令和五年四月一日から施行する

2 学校における定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程第一条に規定する 場合を含む。)の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の東京都公立 又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する 定年前再任用短時間勤務職員とみなす 地方公務員法の一部を改正する法律 (令和三年法律第六十三号) 附則第六条第一項

### ●東京都教育委員会訓令第八号

教

育

教

育

事 業

教

の一部を次のように改正する。 員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する規程 (平成七年東京都教育委員会訓令第九

令和四年六月二十二日

号

東 京 都 教 育 委 員 会

時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 に改め、 一条の二の見出し中 同条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一 「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」 項 に、 「再任用短

一条の二、第六条第一項及び別表第三備考中 「再任用短時間勤務職員」 を「定年前

再任用短時間勤務職員」に改める。

1 この訓令は、 令和五年四月一日から施行する。

2 場合を含む。 時間、休日、 とみなす。 又は第二項 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項 (これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する 休暇等に関する規程第一条の二に規定する定年前再任用短時間勤務職員 )の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の職員の勤務

### ●東京都教育委員会訓令第九号

立 高 等 学 校

立 中 等 教 育 学 校

立 特 别 支 援 学

都 都 都

都

立 中 校 校

13

育 所 庁

部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

職員の勤務時間等に関する規程

(昭和三十八年東京都教育委員会訓令甲第十四号)

都

立

小

学

校

0)

事 務

庁 出 張 所

所

一条第二項中

「第二十八条の五第一項」

を「第二十二条の四第

項に、

「再任用 会

に改

東

京

都

教

育

委

員

短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 第四条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」

る。

用短時間勤務職員\_ 第十条第二項中 「非常勤の者 に改める。 (再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員(定年前再任

別表第二備考中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」 一に改め

る

附 則

1 この訓令は、 令和五年四月一日から施行する。

2 場合を含む。 時間等に関する規程第二条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。 又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する 地方公務員法の一部を改正する法律 )の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の職員の勤 (令和三年法律第六十三号) 附則第六条第一項

### ●東京都教育委員会訓令第十号

立 高 等 学 校

立 中 等 教 育 学 校

立 特 别 支 援 学 校

立

中 校

都 都 都 都

都 立 小

職員の育児休業等に関する規程 (平成四年東京都教育委員会訓令第三号) 0) 一部を次

のように改正する。

令和四年六月二十二日

東 京 都 教 育 委 員 会

短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」 「第二十八条の五第一項」 を「第二十二条の四第一 に改める。 項に、 「再任用

る。 第五条第 一項中 「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め

附 則

1 この訓令は、 令和五年四月一日から施行する。

2 場合を含む。 休業等に関する規程第二条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。 又は第二項 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項 (これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する )の規定により採用された職員は、 この訓令による改正後の職員の育児

### ●東京都教育委員会訓令第十一号

教

育

務

所 庁

3

育 庁 業 出 張 所

所

事 教 教

部を次のように改正する。 給料の特別調整額に関する規程 (昭和三十二年東京都教育委員会訓令甲第四号)の

令和四年六月二十二日

京 都 教 育 委 員 会

用短時間勤務職員」 年前再任用短時間勤務職員」に改め、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」及び 条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に、 占める職員にあつてはその額」及び「、 第二条第二項第一号中 。 以 下 「算出率」という。 に改め、 「第二十八条の四第一項、 )」を削り、 (法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を 育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出 同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任 第二十八条の五第一項又は第二十八 東 「再任用職員」を「定

> 率をそれぞれ」を削 付則を付則第一項とし、 ŋ 「額とし、 付則に次の一項を加える。 \_ を 額 (」に改める。

2 分の七十を乗じて得た額 用については、 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号の規定の適 五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。 当分の間、 (その額に、 同号中「別表第二の額」とあるのは、 五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨 「別表第二の額に百

この訓令は、 令和五年四月一日から施行する

2

1

第三」とする。 いう。)附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対するこの訓令 による改正後の給料の特別調整額に関する規程 二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「別表第二」とあるのは、 地方公務員法の一部を改正する法律 (令和三年法律第六十三号。 (以下「改正後の訓令」という。 以下「改正法」と 「別表 第

第二条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。 改正法附則第六条第一項又は第一 一項の規定により採用された職員は、 改正後の訓令

### ●東京都教育委員会訓令第十二号

教 教 育 庁

育 育 庁 事 出 張 所 所

業 所

事

教

立 高 等 学 校

立 中 等 教 育 学 校

立

别

支

援

学

校

中 学 校

学 校

立 立 特

義 共 同 教 調 育 理 学 場 校

公 公 公 公 公 都

立

公

立

を次のように改正する。 教育関係職員の旅費支給規程 (昭和四十八年東京都教育委員会訓令第十八号) 0)

部

令和四年六月二十二日

東 京 都 教 育 委 員 会

第二条第二号中 「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」 に改める。

1 この訓令は、 令和五年四月一日から施行する。

2 又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する 員の旅費支給規程第二条第二号に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号) )の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の教育関係職 附則第六条第一項

### ●東京都教育委員会訓令第十三号

都 立 高 学 校

立 中 等 教 育 学 校

立 别 支 援 学 校

校校

都 都 都

立

立 小 学

十四年東京都教育委員会訓令第十五号)の一部を次のように改正する。 地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程 (昭和

令和四年六月二十二日

東 京 都 教 育 委 員 会

十二条の二第一項第二号に掲げる職員及び同法第二十二条の四第一項」に改める。 ただし書中 「非常勤の者」 を「非常勤職員」に、 「第二十八条の五第一項」を 第二

1 この訓令は、 令和五年四月一日から施行する

15 2 又は第二項 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一 (これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する

> 場合を含む。) 務の職を占める職員とみなす。 法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程に規定する短時間勤 の規定により採用された職員は、 この訓令による改正後の地方公務員

#### 令 議

訓

#### ●東京都議会議長訓令第五号

東 京 都 議

会

議

局

ように改正する。 職員の給与に関する規程 (昭和三十五年東京都議会議長訓令甲第二号)の 一部を次の

令和四年六月二十二日

東京都議会議長 宅

用短時間勤務職員」に改め、 率をそれぞれ」を削り、 占める職員にあつてはその額」及び「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出 年前再任用短時間勤務職員」に改め、 条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用職員」 第四条第二項第一号中 (以下「算出率」という。)」を削り、 「額とし、 「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八 「(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を 」を「額(」に改める。 「以下「育児短時間勤務職員等」という。」及び 同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任

本則の次に次の附則を加える。

以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。 を乗じて得た額 については、当分の間、同号中「別表二の額」とあるのは、 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第四条第二項第一号の規定の適用 (その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、 「別表二の額に百分の七十 五十円

1 この訓令は、 令和五年四月一日から施行する。

項

2 いう。 地方公務員法の一部を改正する法律 附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対するこの訓令 (令和三年法律第六十三号。 以下「改正法」と

二項第一号の規定の適用については、 による改正後の職員の給与に関する規程 同号中「別表二」とあるのは、 。 以 下 「改正後の規程」という。 「別表三」とす 第四条第

3 第四条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、 改正後の規程

#### ●東京都議会議長訓令第六号

東 京 都 議 会 議 会 局

十四年東京都議会議長訓令第二号) 地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程 の一部を次のように改正する。 (昭和五

令和四年六月二十二日

東京都議会議長 三 宅 げ き

+ ただし書中「非常勤の者」を「非常勤職員」に、 一条の二第一項第二号に掲げる職員及び同法第二十二条の四第一項」に改める。 「第二十八条の五第一項」を「第二

この訓令は、 令和五年四月一日から施行する。

1

2 又は第二項の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の地方公務員法第 五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程に規定する短時間勤務の 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第 一項

#### ●東京都議会議長訓令第七号

職を占める職員とみなす。

京 都 議 会 議 会 局

東

職員の勤務時間、 休憩時間等に関する規程 (昭和三十九年東京都議会議長訓令甲第

の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都議会議長  $\equiv$ 宅 L げ

第二条第三号中 「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

行 発

|電話 ○三(五三二一) | 一一一(代) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号東

郵便番号

箇月

定 価 本号

「第二十八条の五第一項」を 第三条の二(見出しを含む。 「第二十二条の四第一 )及び第四条の二中 項 「再任用短時間勤務職員」を「定年 に改める

則

前再任用短時間勤務職員」に改める。

2 1

> この訓令は、 令和五年四月一日から施行する。

又は第二項の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の職員の勤務時間、 地方公務員法の一部を改正する法律 (令和三年法律第六十三号) 附則第六条第一項

休憩時間等に関する規程第二条第三号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみな

す。

(郵送料を含む。) | 印 | 示 | 六、六〇〇円 | 刷: 五〇円 |電話 ○三(三八一二)五二○一(代) |東京都文京区白山一丁目十三番七号 美 印 刷 株 式 会 社 郵便番号

ミックス 艇